U & I NEWSLETTER

実質的支配者リスト制度の創設

1. はじめに
2. 経緯及び概要
3. 留意点
4. 終わりに

弁護士 萩原 亮太

1. はじめに

2021 年 9 月 17 日に、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」(令和 3 年法務省告示第 187 号。以下「本件規則」といいます。)が公布され、実質的支配者(=Beneficial Owner、略称"BO")リスト制度(以下「BO リスト制度」といいます。)が創設されました[1]。

また、同日、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の施行に伴う事務の取扱いについて(通達)」(法務省民商第 159 号。以下「本件通達」といいます。)が発出され、本件規則の施行に伴う事務上の取り扱いが周知されました[2]。同制度は 2022 年 1 月 31 日より開始されます。開始が間近になっていることを踏まえ、本稿ではその経緯及び概要を説明します。

[1] https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html
[2] 法務省のウェブサイト(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)には本件規則及び本件通達のリンクが記載されています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。
本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。
©URYU & ITOGA 2021

2. 経緯及び概要

(1)創設に至る経緯

公的機関において法人の実質的支配者情報を把握することについては、法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、FATF[3]の勧告や金融機関からの要望等、国内外の要請が高まっています。これを受けて、2020 年に「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」が全 2 回(2020 年 4 月 24 日及び 2020 年 5 月 29 日)開催され、2020 年 7 月 16 日に同研究会が公表した「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会～有識者による議論の取りまとめ～」[4]において、BO リスト制度につき「速やかに制度導入を実施することが相当である」とされたことを踏まえ、BO リスト制度の創設に向けた準備が進められ、2021 年 9 月 17 日の本件規則の公布へと至りました。

(2)BO リスト制度の概要

BO リスト制度とは、登記所が、株式会社からの申出により、その実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度(本件規則第 1 条参照)です。そして、BO リスト制度の対象は、資本多数決法人[5]である株式会社(特例有限会社[6]を含みます。)となっています。ここで、実質的支配者とは、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます(犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)第 4 条第 1 項第 4 号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収規則」といいます。)第 11 条第 2 項参照)。そして、実質的支配者のうち、BO リスト制度の対象となるのは、犯収規則第 11 条第 2 項第 1 号の自然人(同条第 4 項の規定により自然人とみなされるもの[7]を含みます。)に該当する者です。具体的には、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 会社の議決権の総数の 50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合[8]を除く。)

---

[3] 「Financial Action Task Force」の略で「金融活動作業部会」のことをいいます。FATF は、資金洗浄やテロリストへの資金供給を防ぐ対策の基準をつくる国際組織で、OECD 加盟国を中心に日本、米国、中国、韓国など計 37 の国・地域及び 2 つの国際機関(2017 年 8 月時点)が参加しています(https://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000162.html)。

[4] https://www.moj.go.jp/content/001324022.pdf

[5] 資本多数決法人でない法人としては、例えば、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人が挙げられます。

[6] 本件規則上は、株式会社に特例有限会社が含まれる旨の規定はなく、特例有限会社が含まれるかどうか明確ではありませんが、本件通達第 2.1.(1)(3 頁)において、「なお、申出をすることができる株式会社には、特例有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 3 条第 2 項に規定する特例有限会社をいう。)も含まれる。」と規定されています。

[7] 国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、上場会社等及びその子会社をいいます(犯収法第 4 条第 5 項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 14 条、犯収規則第 11 条第 4 項参照)。そのため、例えば、上場会社の子会社が、甲株式会社の議決権のある株式の 50%超の株式を有する場合、当該子会社は甲株式会社の実質的支配者に該当することとなります(2021 年 9 月 17 日法務省作成「実質的支配者リスト制度 Q&A」1-4 参照(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00119.html))。

[8] 「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」とは、「例えば、信託銀行が信託勘定を通じて 25%超の議決権を有する場合、病気等により事業経営を支配する意思を欠く場合、名義上の保有者に過ぎず、他に出資金の拠出者等がいて当該議決権を有している者に議決権行使に係る決定権がない場合等が想定されます(平成 27 年 9 月警察庁・共管各省庁『「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集について』(https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000133365)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021

(2)	(1)に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の 25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。)

そして、登記所において保管され、申し出により写しが交付される書面(=実質的支配者情報一覧(本件規則第 2 条柱書)。以下「実質的支配者リスト」といいます。)には、主に次の内容が記載されます(本件規則第 2 条各号)。

A	申出に係る株式会社(以下「申出会社」といいます。)の商号、本店所在地及び会社法人等番号
B	「過去の一定の日」(申出をする日の前 1 か月以内のものに限ります。)における申出会社の実質的支配者に該当する者の氏名、住居、国籍等及び生年月日
C	上記 B の実質的支配者が B の日において直接又は間接に有していた申出会社の議決権(会社法第 308 条第 1 項その他これに準ずる同法以外の法令の規定により行使することができないとされる議決権を含み、会社法第 423 条第 1 項に規定する役員等の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権を除く。)及び当該実質的支配者の支配法人が申出会社の議決権の総数に占めていた割合及び当該実質的支配者の支配法人が有していた申出会社の議決権がある場合にはその旨
D	B の日において、実質的支配者の支配法人が有していた申出会社の議決権がある場合には、当該実質的支配者及び当該支配法人が有していた申出会社の議決権がそれぞれ申出会社の議決権の総数に占めていた割合並びに当該実質的支配者、当該支配法人及び申出会社の間の支配関係
E	本件規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定により申出書に添付する書面(後述)の名称
F	本件規則第 4 条第 2 項(第 2 号括弧書[9]を除きます。)に掲げる書面(後述)を申出書に添付する場合には、その書面の名称

(3)手続き等の流れ

実質的支配者リストの保管及び写しの交付の流れは、次のとおりです。

① 申出(会社の代表者又は代理人による)

- 実質的支配者リスト[10]の作成[11]
- 申出書[12]の作成
- 添付書面(後述)の用意

No.97 参照)。」とされています(2021 年 9 月 17 日法務省作成「実質的支配者リスト制度 Q&A」1-6 参照(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00119.html))。

[9] 「第 2 号括弧書」とは、後述(4)の添付書面の添付することができる書面のうち、⑥の内容が合致しない場合に合致していない理由を明らかにする書面を指しています。

[10] 法務省のウェブサイト(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)には、実質的支配者情報一覧の様式(<様式>の実質的支配者情報一覧(直接保有の場合・間接保有の場合))及び見本のリンク(「実質的支配者リスト(みほん:直接保有の場合・間接保有の場合)」)が掲載されています。

[11] 実質的支配者リストには、会社の代表者が、作成者として記名することとなります。そのため、作成者は、会社の代表者となります(2021 年 9 月 17 日法務省作成「実質的支配者リスト制度 Q&A」1-8 参照(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00119.html))。

[12] 法務省のウェブサイト(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)には、実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書の様式(<様式>の実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書)及び見本のリンク(「申出書(みほん)」)が掲載されています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021

- 申出書の提出[13]

② 確認・交付

- 登記官による確認、実質的支配者リストの保管
- 認証文付きの実質的支配者リストの写しの交付

③ 利用

- 実質的支配者リストの写しを銀行等に提出する[14]。

(4)添付書面

申出書には、以下の①～③の書面を添付しなければなりません(本件規則第 4 条第 1 項)。

①	実質的支配者リスト
②	申出会社に係る次に掲げる書面のいずれか ▪ 申出日における株主名簿の写し ▪ 公証人が発行する申告受理及び認証証明書(設立後最初の事業年度を経過していない場合に限ります。) ▪ 法人税確定申告書別表二の写し(申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもので、設立後最初の事業年度を経過している場合に限ります。)。
③	上記①の実質的支配者リストの記載と上記②の書面の記載とで内容が合致しない場合には合致していない理由を明らかにする書面

また、申出書には、以下の④～⑥の書面を添付することができます(本件規則第 4 条第 2 項。添付しなくてもよいが、任意に添付した場合には実質的支配者リストの確認資料となるもの。)。

④	実質的支配者の氏名及び住居と同一の氏名及び住居が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含みます。) 具体例:運転免許証の表裏両面のコピー、住民票の写し等[15]
⑤	実質的支配者の支配法人に係る②の書面のいずれか
⑥	上記①の実質的支配者リストの記載と上記④の書面の記載とで内容が合致しない場合には合致していない理由を明らかにする書面

なお、上記②、④又は⑤を添付する場合には、実質的支配者リストの添付書面欄(「実質的支配者該当性の添付書面」又は「実質的支配者の本人確認の書面」欄)に記載する必要があります(本件規則第 2 条第 5 号、第 6 号)。

(5)利用場面

BO リスト制度の利用場面につき、本件規則は特段何も規定していません。もっとも、冒頭に記載したように BO リスト制度創設の背景には、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止するということがあること、さらには、一般社団法人全国銀行協会が 2021 年 7 月 27 日に法務省民事局商事課宛に出した「「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関す

---

[13] 申出をする株式会社の本店の所在地を管轄する登記所に申出をすることになります(本件規則第 2 条柱書、2021 年 9 月 17 日法務省作成「実質的支配者リスト制度 Q&A」2-1 参照(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00119.html))。

[14] 必要に応じて、再交付の申出も可能とされており、法務省のウェブサイト(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)には、その書式と見本が掲載されています。

[15] https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021

る規程」に対する意見について[16]」の「2. 本制度の義務化」の箇所には、「本制度の義務化を検討いただきたい。」との意見が記載されており、銀行側としては BO リスト制度を積極的に利用する姿勢を示していることからすると、今後、銀行取引時には、認証文付きの実質的支配者リストの写しが要求されることが考えられます。

3. 留意点

本件通達 8 頁の第 2 の 2(4)イ(ウ)によると、実質的支配者リストの写しには、「これは、会社において作成した実質的支配者リストについて、登記官が各添付書面欄記載の書面と整合することを確認して保管を行ったものの写しであり、記載されている内容が事実であることを証明するものではない。」との注記事項を付記することになっています。このように、実質的支配者リストの写しの記載内容は正しいとは限りませんので、実質的支配者リストの写しを例えば取引先から受領したとしても、その内容が正しいかどうかは別途確認や吟味が必要になることにご留意ください[17]。

また、実質的支配者リストに記載されている情報に変更があった場合であっても、変更後の実質的支配者リストの保管及び写しの交付の申出をするかどうかも任意となるとされており[18]、実質的支配者リストの写しを例えば取引先から受領する場合には、実質的支配者リストの写しに記載されている作成年月日についても注意する必要があります。

4. 終わりに

上記のような留意点もあり、さらには、資金洗浄等の防止の観点からすると、保有割合という形式的な基準で把握できる実質的支配者をリスト化して保管及び交付するのみで、その実質的支配者を隠れ蓑にしている真の実質的支配者を把握することのできない BO リスト制度は不十分とする見解も考えられるところで、実際に運用が開始してから、BO リスト制度がどのような方向に進んでいくのか注視していくことが必要と思われます。また、本件規則は BO リスト制度を新設したのみで、この制度が金融機関等でどのように用いられるのかは現状ではまだ明らかではありません。そのため、BO リスト制度に関する金融機関等の今後の動向にも留意が必要と思われます。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: https://uryuitoga.com/form)

以上

[16] https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion330727.pdf
[17] 2021 年 9 月 17 日に法務省民事局商事課が公示した「「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規程案」に関する意見募集の結果について」(https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000224723)の 15 番目の箇所に「本制度による固有の罰則は設けられていません。個別の事案に応じて、既存法令の罰則規定が適用されることは有り得るものと考えられます。」と記載されているとおり、本件規則には固有の罰則は設けられていません。そのため、虚偽情報に基づく一覧の保管申出をした場合には、適用可能な既存法令の罰則規定が適用されることになります。例えば、上述のとおり、添付書面には、株主名簿の写しが含まれ得るところ、申出会社が株主名簿に虚偽の記載をした場合には、会社法第 976 条第 7 号の規定により、100 万円以下の過料に処せられることになります。
[18] 2021 年 9 月 17 日法務省作成「実質的支配者リスト制度 Q&A」5-2 参照
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00119.html)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021